

所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国と
スイスとの間の条約を改正する議定書（新旧対照）

（参考）

改正後	改正前
所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本 国とスイスとの間の条約 日本国政府及びスイス連邦政府は、 両国間の経済関係の一層の発展を図ること及び租税に関する 両国間の協力を強化することを希望し、 所得に対する租税に関して、脱税又は租税回避を通じた非課 税又は租税の軽減（第三国の居住者の間接的な利益のためにこ の条約において与えられる租税の免除又は軽減を得ることを目 的とする条約漁りの仕組みを通じたものを含む。）の機会を生 じさせることなく、二重課税を除去するための条約を締結する ことを意図して、 次のとおり協定した。 第一条 （略） 第二条 1 この条約が適用される租税は、次のものとする。 (a) 日本国については、	所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本 国とスイスとの間の条約 日本国政府及びスイス連邦政府は、 所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を 締結することを希望して、 所得に対する租税に関し、二重課税を回避するための条約を 締結することを希望して、 次のとおり協定した。 第一条 （略） 第二条 1 この条約が適用される租税は、次のものとする。 (a) 日本国については、

(i) 所得税 (ii) 法人税 (iii) 復興特別所得税 (iv) 地方法人税 (v) 住民税 (以下「日本国の租税」という。)	(b) (略)	2 から4まで (略)	第三条	1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除く ほか、 (a) から(g)まで (略)	(h) 「国際運輸」とは、船舶又は航空機による運送（当該船舶又は航空機が一方の締約国内の地点の間においてのみ運用され、かつ、当該船舶又は航空機を運用する企業が当該一方の締約国の企業でない場合における運送を除く。）をいう。	(i) (略) (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) (略)
所得税、法人税及び住民税（以下「日本国の租税」という。）	(b) (略)	2 から4まで (略)	第三条	1 この条約において、文脈により別に解釈すべき場合を除く ほか、 (a) から(g)まで (略)	(h) 「国際運輸」とは、一方の締約国の企業が運用する船舶又は航空機による運送（他方の締約国内の地点の間においてのみ運用される船舶又は航空機による運送を除く。）をいう。	(i) (略) (j) 「権限のある当局」とは、次の者をいう。 (i) (略)

(ii) スイスについては、財務大臣又は権限を与えられたそ

の代理者

(k) (略)

2

(略)

第四条

(略)

(ii) スイスについては、連邦税務長官又は権限を与えられ

たその代理者

(k) (略)

2

(略)

第四条

1 この条約の適用上、「一方の締約国の居住者」とは、当該一方の締約国の法令の下において、住所、居所、本店又は主たる事務所の所在地、事業の管理の場所その他これらに類する基準により当該一方の締約国において課税を受けるべきものとされる者をいい、次のものを含む。

(a) 当該一方の締約国及び当該一方の締約国の地方政府又は地方公共団体

(b) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された年金基金又は年金計画

(c) 当該一方の締約国の法令に基づいて設立された団体であつて、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、運動、文化その他公の目的のために運営されるもの（当該一方の締約国の法令において所得の全部又は一部に対する租税が免除されるものに限る。）

ただし、「一方の締約国の居住者」には、当該一方の締約

第五条

1 (略)

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(a)から(f)まで (略)

3 建築工事現場又は建設若しくは据付けの工事については、これらの工事現場又は工事が十二箇月を超える期間存続する場合に限り、恒久的施設を構成するものとする。

4 (略)

国内に源泉のある所得のみについて当該一方の締約国において租税を課される者を含まない。

2 (略)

3 1の規定によつて双方の締約国の居住者となる者で個人以外のもは、その者の本店又は主たる事務所が存在する締約国の居住者とみなす。

4 及び 5 (略)

第五条

1 この条約の適用上、「恒久的施設」とは、事業を行なう一定の場所であつて企業がその事業の全部又は一部を行なつているものをいう。

2 「恒久的施設」には、特に、次のものを含む。
(a)から(f)まで (略)

(g) 建築工事現場又は建設若しくは組立ての工事で、十二箇月をこえる期間存続するもの

3 「恒久的施設」については、次のことは、含まれないものとする。

5 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者 (6)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を	4 1及び2の規定にかかわらず、企業に代わつて行動する者 (5)の規定が適用される独立の地位を有する代理人を除く。)が、一方の締約国内で、当該企業の名において契約を (a) 企業に属する物品又は商品をもつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、施設を使用すること。 (b) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら保管し、展示し、又は引き渡すため、保有すること。 (c) 企業に属する物品又は商品の在庫を、もつばら他の企業による加工のため、保有すること。 (d) 企業のためにもつばら物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集するため、事業を行なう一定の場所を保有すること。 (e) 企業のためにもつばら広告、情報の提供、科学的調査その他これらに類する準備的若しくは補助的な性質の活動を行なうため、事業を行なう一定の場所を保有すること。 (f) (a)から(e)までに規定する活動を組み合わせた活動を行うことのみを目的として、事業を行う一定の場所を保有すること。ただし、当該一定の場所におけるこのような組合せによる活動の全体が準備的又は補助的な性格のものである場合に限る。
---	--

締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が4に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、4の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

6|
(略)

7|
(略)

第六条
第七条
(略)

締結する権限を有し、かつ、この権限を反復して行使する場合には、当該企業は、その者が当該企業のために行うすべての活動について、当該一方の締約国内に恒久的施設を有するものとされる。ただし、その者の活動が3に規定する活動（事業を行う一定の場所で行われたとしても、3の規定により当該一定の場所が恒久的施設であるものとされないようなもの）のみである場合は、この限りでない。

5| 一方の締約国の企業は、仲立人、問屋その他独立の地位を有する代理人でこれらの者としての業務を通常の方法で行なうものを通じて他方の締約国内で事業活動を行なっているという理由のみでは、当該他方の締約国内に恒久的施設を有するものとされることはない。

6| 一方の締約国の居住者である法人が、他方の締約国の居住者である法人若しくは他方の締約国内において恒久的施設を通じ若しくは通じないで事業を行なう法人を支配し、又はこれらに支配されているという事実のみによつては、いずれの一方の法人も、他方の法人の恒久的施設であることとはならない。

第六条
第七条
(略)

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内に存在する恒久的施設を通じて当該他方の締約国内において事業を行う場合には、2の規定によつて当該恒久的施設に帰せられる利得に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 この条及び第二十三条の規定の適用上、各締約国において1に規定する恒久的施設に帰せられる利得は、企業が当該恒久的施設及び当該企業の他の構成部分を通じて果たす機能、使用する資産及び引き受ける危険を考慮した上で、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行う分離し、かつ、独立した企業であるとしたならば、特に当該企業の他の構成部分との取引においても、当該恒久的施設が取得したとみられる利得とする。

1 一方の締約国の企業の利得に対しては、その企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行わない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行う場合には、その企業の利得のうち当該恒久的施設に帰せられる部分に対してのみ、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 一方の締約国の企業が他方の締約国内にある恒久的施設を通じて当該他方の締約国内で事業を行なう場合には、当該恒久的施設が同一又は類似の条件で同一又は類似の活動を行ない、かつ、当該恒久的施設を有する企業と、全く独立の立場で、取引を行なう別個のかつ分離した企業であるとしたならば、当該恒久的施設が取得したとみられる利得が、各締約国において当該恒久的施設に帰せられるものとする。

3 恒久的施設の利得を決定するにあつては、経営費及び一般管理費を含む費用でその恒久的施設のために生じたものは、その恒久的施設が存在する締約国内で生じたか他の場所において生じたかを問わず、損金に算入することを認められ

る。

4 2の規定は、恒久的施設に帰せられるべき利得を企業の利得の総額の当該企業の各構成部分への配分によつて決定する慣行が一方の締約国において行なわれている場合には、その締約国が租税を課されるべき利得をその慣行とされている配分の方法によつて決定することを妨げるものではない。ただし、用いられる配分の方法は、その方法によつて得た結果がこの条に定める原則に適合するようなものでなければならぬ。

5 恒久的施設が企業のために行なつた物品又は商品の単なる購入を理由としては、いかなる利得も、その恒久的施設に帰せられることはない。

6 1から5までの規定の適用上、恒久的施設に帰せられる利得は、毎年同一の方法によつて決定するものとする。ただし、別の方法を用いることについて正当な理由がある場合は、この限りでない。

3 一方の締約国が、いずれかの締約国の企業の恒久的施設に帰せられる利得を2の規定によつて調整し、それに伴い、他方の締約国において租税を課された当該企業の利得に租税を課する場合には、当該他方の締約国は、その利得に対する二

重課税を除去するために必要な範囲に限り、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。

4 | 他の条で別個に取り扱われている所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 (略)

第九条

1 (略)

7 | 他の条で別個に取り扱われている種類の所得が企業の利得に含まれる場合には、当該他の条の規定は、この条の規定によつて影響されることはない。

第八条 (略)

第九条

1 次の(a)又は(b)の規定に該当する場合であつて、そのいずれの場合においても、商業上又は資金上の関係において、双方の企業の間、独立の企業間に設けられる条件と異なる条件が設けられ、又は課されているときは、その条件がないとしたならば一方の企業の利得となつたとみられる利得であつてその条件のために当該一方の企業の利得とならなかつたものに対しては、これを当該一方の企業の利得に算入して租税を課することができる。

(a) 一方の締約国の企業が他方の締約国の企業の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

(b) 同一の者が一方の締約国の企業及び他方の締約国の企業

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、その算入された利得が、双方の企業の間^に設けられた条件が独立の企業^{の間に}設けられたであろう条件であつたとしたならば当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であるときは、当該他方の締約国は、その利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たり、この条約の他の規定に妥当な考慮を払うものと^{し、両締約国の権限のある当局は、必要があるときは、相互に協議する。}

3 (略)

の経営、支配又は資本に直接又は間接に参加している場合

2 一方の締約国が、他方の締約国において租税を課された当該他方の締約国の企業の利得を1の規定により当該一方の締約国の企業の利得に算入して租税を課する場合において、^{両締約国の権限のある当局が、協議の上、その算入された利得の全部又は一部が、双方の企業の間^に設けられた条件が独立の企業^{の間に}設けられたであろう条件であつたとしたならば}当該一方の締約国の企業の利得となつたとみられる利得であることに合意するときは、当該他方の締約国は、その合意された利得に対して当該他方の締約国において課された租税の額について適当な調整を行う。この調整に当たつては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払う。

3 1の規定にかかわらず、締約国は、1に規定する状況において、当該締約国の法令に規定する期間制限が満了した後は、当該締約国の企業の利得の更正をしてはならず、また、当該期間制限が満了したか否かにかかわらず、当該締約国の当該企業の利得として更正の対象となつたとみられる利得に係る課税年度の終了時から七年を経過した後は、当該締約国の当該企業の当該利得の更正をしてはならない。この3の規定は、不正に租税を免れた利得については、適用しない。

第十条

1

(略)

2

一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該配当の額の十パーセントを超えないものとする。

第十条

1

一方の締約国の居住者である法人が他方の締約国の居住者に支払う配当に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2

1に規定する配当に対しては、これを支払う法人が居住者とされる一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該配当の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、次の額を超えないものとする。

(a) 当該配当の受益者が、当該配当の支払を受ける者が特定

される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人である場合には、当該配当の額の五パーセント

(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の十パーセント以上に相当する株式

(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の十パーセント以上に相当する株式

(b) その他のすべての場合には、当該配当の額の十パーセン

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者である法人が支払う配当に対しては、当該配当の受益者が、他方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。	(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日を含む三百六十五日の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げるものの十パーセント以上を直接又は間接に所有する法人。当該期間の計算に当たり、当該配当の受益者である法人又は当該配当を支払う法人の合併若しくは分割又は法的な形態の変更の直接の結果として行われる所有の変更は、考慮しない。	(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該法人の議決権	(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該法人の発行済株式又は議決権	(b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動によつて取得される場合に限る。）
3 2の規定にかかわらず、配当に対しては、当該配当の受益者が一方の締約国の居住者であり、かつ、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には、当該配当を支払う法人が居住者とされる他方の締約国においては、租税を課することができない。	(a) 当該配当の支払を受ける者が特定される日をその末日とする六箇月の期間を通じ、次の(i)又は(ii)に掲げる株式を直接又は間接に所有する法人	(i) 当該配当を支払う法人が日本国の居住者である場合には、当該配当を支払う法人の議決権の五十パーセント以上に相当する株式	(ii) 当該配当を支払う法人がスイスの居住者である場合には、当該配当を支払う法人の発行済株式又は議決権の五十パーセント以上に相当する株式	(b) 年金基金又は年金計画（当該配当が、第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得されたものである場合に限る。）

4から8まで (略)

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者が受益者である利子に対しては、当該他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

4から8まで (略)

第十一条

1 一方の締約国内において生じ、他方の締約国の居住者に支払われる利子に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1に規定する利子に対しては、当該利子が生じた一方の締約国においても、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 2の規定にかかわらず、一方の締約国内において生ずる利子であつて、次のいずれかの場合に該当するものについては、他方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) 当該利子の受益者が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の中央政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関である場合

(b) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつて、当該利子が、当該他方の締約国の政府、当該他方の締約国の地方政府若しくは地方公共団体、当該他方の締約国

の中央銀行又は当該他方の締約国の政府が所有する機関によつて保証された債権、これらによつて保険の引受けが行われた債権又はこれらによる間接融資に係る債権に関して支払われる場合

(c) 当該利子の受益者が、次のいずれかに該当する当該他方の締約国の居住者である場合

(i) 銀行

(ii) 保険会社

(iii) 証券会社

(iv) (i)から(iii)までに掲げるもの以外の企業で、当該利子の支払が行われる課税年度の直前の三課税年度において、その負債の五十パーセントを超える部分が金融市場において発行された債券又は有利子預金から成り、かつ、その資産の五十パーセントを超える部分が当該企業と第九条1(a)又は(b)に規定する関係を有しない者に対する信用に係る債権から成るもの

(d) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者である年金基金又は年金計画であつて、当該利子が第三条1(k)(ii)に規定する活動に関して取得された場合

(e) 当該利子の受益者が当該他方の締約国の居住者であつ

て、当該利子が、当該他方の締約国の居住者により行われる信用供与による設備又は物品の販売の一環として生ずる債権に関して支払われる場合	
4	3の規定の適用上、「中央銀行」及び「政府が所有する機関」とは、次のものをいう。
(a)	日本国については、
(i)	日本銀行
(ii)	株式会社日本政策金融公庫
(iii)	独立行政法人国際協力機構
(iv)	独立行政法人日本貿易保険
(v)	日本国政府が資本を所有するその他の類似の機関で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの
(b)	スイスについては、
(i)	スイス国立銀行
(ii)	スイス輸出保険
(iii)	スイス傷害保険基金（S U V A）
(iv)	千九百四十六年十二月二十日の老齢保険及び遺族保険に関する連邦法の対象となる機関
(v)	スイス連邦政府が資本を所有するその他の類似の機関

で両締約国の政府が外交上の公文の交換により随時合意するもの

2 1の規定にかかわらず、債務者若しくはその関係者の収入、売上げ、所得、利得その他の資金の流出入、債務者若しくはその関係者の有する資産の価値の変動若しくは債務者若しくはその関係者が支払う配当、組合の分配金その他これらに類する支払金を基礎として算定される利子又はこれに類する利子であつて、一方の締約国内において生ずるものに対しては、当該一方の締約国において、当該一方の締約国の法令に従つて租税を課することができる。ただし、その租税の額は、当該利子の受益者が他方の締約国の居住者である場合には、当該利子の額の十パーセントを超えないものとする。

3 (略)

5 この条において、「利子」とは、すべての種類の信用に係る債権（担保の有無及び債務者の利得の分配を受ける権利の有無を問わない。）から生じた所得、特に、公債、債券又は社債から生じた所得（公債、債券又は社債の割増金及び賞金を含む。）及び他の所得で当該所得が生じた締約国の租税に関する法令上貸付金から生じた所得と同様に取り扱われるものをいう。前条で取り扱われる所得は、この条約の適用上利子には該当しない。

4| 1及び2の規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

5| (略)

6| (略)

6| 1から3までの規定は、一方の締約国の居住者である利子の受益者が、当該利子の生じた他方の締約国内において当該他方の締約国内にある恒久的施設を通じて事業を行う場合又は当該他方の締約国内において当該他方の締約国内にある固定的施設を通じて独立の人的役務を提供する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は当該固定的施設と実質的な関連を有するものであるときは、適用しない。この場合には、第七条又は第十四条の規定を適用する。

7| 利子は、その支払者が一方の締約国の居住者である場合には、当該一方の締約国内において生じたものとされる。ただし、利子の支払者が、一方の締約国内に恒久的施設又は固定的施設を有する場合において、当該利子の支払の基因となつた債権が当該恒久的施設又は固定的施設について生じ、かつ、当該利子が当該恒久的施設又は固定的施設によつて負担されるものであるときは、当該支払者がいずれかの締約国の居住者であるか否かを問わず、当該利子は、当該恒久的施設又は固定的施設が存在する当該一方の締約国内において生じたものとされる。

8| 利子の支払の基因となつた債権について考慮した場合にお

(略)

いて、利子の支払者と受益者との間又はその双方と第三者との間の特別の関係により、当該利子の額が、その関係がないとしたならば支払者及び受益者が合意したとみられる額を超えるときは、この条の規定は、その合意したとみられる額についてのみ適用する。この場合には、支払われた額のうちのその超過する部分に対しては、この条約の他の規定に妥当な考慮を払った上で、各締約国の法令に従って租税を課することができる。

9|

一方の締約国の居住者が債権に関して他方の締約国内において生じた利子の支払を受ける場合において、次の(a)及び(b)に規定する事項に該当する者が当該債権と同等の債権を当該一方の締約国の居住者に対して有していないとしたならば、当該一方の締約国の居住者が当該利子の支払の基因となる債権を取得することはなかつたであろうと認められるときは、当該一方の締約国の居住者は、当該利子の受益者とはされない。

(a) 当該他方の締約国内において生ずる利子に関し、当該一方の締約国の居住者に対してこの条約により認められる特典と同等の又はそのような特典よりも有利な特典を受ける権利を有しないこと。

第十二条から第十四条まで (略)

第十五条

1 (略)

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務について取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が、当該年において開始し、又は終了するいずれの十二箇月の期間においても、合計百八十三日を^超えない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) (略)

(c) (略)

(b) いずれの締約国の居住者でもないこと。

第十二条から第十四条まで (略)

第十五条

1 次条、第十八条及び第十九条の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の居住者が勤務について取得する給料、賃金その他これらに類する報酬に対しては、その勤務が他方の締約国内で行なわれない限り、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。勤務が他方の締約国内で行なわれる場合には、その勤務から生ずる報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

2 1の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が他方の締約国内で行なう勤務について取得する報酬に対しては、次のことを条件として、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。

(a) その報酬の受領者が当該年を通じて合計百八十三日を^こえない期間当該他方の締約国内に滞在し、

(b) その報酬が当該他方の締約国の居住者でない雇用者又はこれに代わる者から支払われ、かつ、

(c) その報酬が当該他方の締約国内に雇用者の有する恒久的

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の居住者が、

船舶又は航空機の通常の乗組員の一人として、国際運輸に運用される船舶内又は航空機内において行う勤務について取得する報酬に対しては、当該一方の締約国においてのみ租税を課することができる。ただし、当該船舶又は航空機が他方の締約国の企業によつて運用される場合には、当該報酬に対しては、当該他方の締約国においても租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の取締役会又はこれに類する機関の構成員の資格で取得する役員報酬その他これに類する支払金に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条から第二十条まで (略)

第二十一条

専ら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であるもの又はその滞在の直前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付(当該一方の

施設又は固定的施設によつて負担されないこと。

3 1及び2の規定にかかわらず、一方の締約国の企業が国際

運輸に運用する船舶又は航空機において行なわれる勤務に係る報酬に対しては、当該一方の締約国において租税を課することができる。

第十六条

一方の締約国の居住者が他方の締約国の居住者である法人の役員資格で取得する報酬に対しては、当該他方の締約国において租税を課することができる。

第十七条から第二十条まで (略)

第二十一条

もっぱら教育又は訓練を受けるため一方の締約国内に滞在する学生又は事業修習者であつて、現に他方の締約国の居住者であり、又はその滞在の前に他方の締約国の居住者であつたものがその生計、教育又は訓練のために受け取る給付については、

締約国外から支払われるものに限る。) に対しては、当該一方の締約国においては、租税を課することができない。事業修習者の場合には、この条に定める租税の免除は、当該一方の締約国内において最初に訓練を開始した日から四年を超えない期間についてのみ適用する。

第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して一方の締約国の居住者である匿名組合員が取得する所得に対しては、当該所得が他方の締約国内において生じ、かつ、当該他方の締約国におけるその支払者の課税所得の計算上控除される場合には、当該他方の締約国において、当該他方の締約国の法令に従つて租税を課することができ

第二十二條 (略)

第二十二條のA

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、各課税年度におい

当該一方の締約国の租税を免除する。ただし、その給付が当該一方の締約国外から支払われるものであることを条件とする。

第二十一条のA

この条約の他の規定にかかわらず、匿名組合契約その他これに類する契約に関連して匿名組合員が取得する所得及び収益に対しては、当該所得及び収益が生ずる締約国において当該締約国の法令に従つて租税を課することができる。

第二十二條 (略)

第二十二條のA

1 一方の締約国の居住者であつて他方の締約国内から第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得を取得するものは、2に規定する適格者に該当し、かつ、これらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たす場合に限り、

て、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 (略)

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4 (略)

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条

各課税年度において、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。ただし、これらの規定により認められる特典を受けることに関し、この条に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 一方の締約国の居住者が次の(a)から(f)までに掲げる者のいずれかに該当する場合には、当該一方の締約国の居住者は、各課税年度において適格者とする。
(a)から(f)まで (略)

3 一方の締約国の居住者である法人は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3(c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、七以下の同等受益者が当該法人の発行済株式又は議決権の七十五パーセント以上に相当する株式を直接又は間接に所有し、かつ、当該法人がこれらの規定により認められる特典を受けるためにこれらの規定に規定する要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

4 (略)

5 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条

1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)から(iii)まで (略)

(b)及び(c) (略)

6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)から(iii)まで (略)

(b)及び(c) (略)

7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条1、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つて、当該居住者の設

3 (c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)から(iii)まで (略)

(b)及び(c) (略)

6 (a) 一方の締約国の居住者は、適格者に該当しない場合においても、他方の締約国内から取得する第十条3、第十一条3 (c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得に関し、次の(i)から(iii)までに掲げる要件を満たすときは、これらの規定により認められる特典を受ける権利を有する。

(i)から(iii)まで (略)

(b)及び(c) (略)

7 一方の締約国の居住者は、適格者に該当せず、かつ、3、5及び6の規定に基づき第十条3、第十一条3 (c)、(d)若しくは(e)、第十二条、第十三条6又は前条に定める所得についてこれらの規定により認められる特典を受ける権利を有する場合に該当しないときにおいても、他方の締約国の権限のある当局が、当該他方の締約国の法令又は行政上の慣行に従つ

立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8 この条の規定の適用上、

(a) から (c) まで (略)

(d) 「同等受益者」とは、次の (i) 又は (ii) のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の (aa) から (cc) までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 及び (bb) (略)

(cc) 第十条 3、第十一条 1、第十二条、第十三条 6 又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたらば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けらるゝとみられること。

(ii) (略)

て、当該居住者の設立、取得又は維持及びその業務の遂行がこれらの規定により認められる特典を受けることをその主たる目的の一つとするものでないと認定するときは、これらの規定により認められる特典を受けることができる。

8 この条の規定の適用上、

(a) から (c) まで (略)

(d) 「同等受益者」とは、次の (i) 又は (ii) のいずれかの者をいう。

(i) この条約の特典が要求される締約国との間に租税に関する二重課税の回避のための条約（以下この条において「租税条約」という。）を有している国の居住者であつて、次の (aa) から (cc) までに掲げる要件を満たすもの

(aa) 及び (bb) (略)

(cc) 第十条 3、第十一条 3 (c)、(d) 若しくは (e)、第十二条、第十三条 6 又は前条に定める所得に関し、当該居住者が、この条約の特典が要求されるこれらの規定に定める所得について租税条約の適用を受けたとしたらば、この条約に規定する税率以下の税率の適用を受けらるゝとみられること。

(ii) (略)

(e) (略)

第二十三条

1 (略)

2 (略)

3 (略)

(e) (略)

第二十三条

1 日本国以外の国において納付される租税を日本国の租税から控除することに関する日本国の法令の規定に従い、日本国の居住者がこの条約の規定に従ってスイスにおいて租税を課される所得をスイス内から取得する場合には、当該所得について納付されるスイスの租税の額は、当該居住者に対して課される日本国の租税の額から控除する。ただし、控除の額は、日本国の租税の額のうち当該所得に対応する部分を超えないものとする。

2 1の規定の適用上、日本国の居住者が受益者である所得であつてこの条約の規定に従ってスイスにおいて租税を課されるものは、スイス内の源泉から生じたものとみなす。

3 スイスの居住者がこの条約の規定に従って日本国において租税を課される所得を取得するときは、4又は6の規定が適用される場合を除くほか、スイスは、当該所得について租税を免除する。もつとも、スイスは、当該居住者の残余の所得に対する租税の計算に当たつては、その免除された所得についてその免除が行われないとしたならば適用されたであろう税率を適用することができる。当該免除は、当該居住者が第

十三条2に規定する収益を取得する場合には、当該収益に対して同条2の規定に従つて日本国において課される租税の額が証明されたときに限り、適用する。

4 スイスの居住者が配当又は利子を取得し、これらが第十条又は第十一条の規定に従つて日本国において租税を課される場合には、スイスは、当該居住者に対し、その申請に基づいて次のいずれかの救済を与える。

(a) 当該居住者の所得に対する租税から、第十条及び第十一条の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除すること。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

(b) (a)に規定する救済の一般原則を考慮した標準算式によつて決定されるスイスの租税の概算控除

(c) 当該所得に対するスイスの租税の一部免除。いかなる場合においても、日本国内から取得した当該所得の額のうち少なくとも日本国において課される租税の額に相当する部分に係るスイスの租税を免除する。

スイスは、租税に関する二重課税の回避のために自国が締

5
(略)

6
(略)

7 日本国が、スイスの居住者が取得する所得に対して、この条約の規定を適用して租税を免除する場合又は第十条2若しくは第十一条2の規定を適用する場合には、3の規定は、当該所得については、適用しない。

第二十四条
1及び2
(略)

結する国際条約の実施に関する規定に従い、適用されるべき救済を決定し、かつ、その手続を定める。

5 スイスの居住者である法人で、日本国の居住者である法人から配当を取得するものは、当該配当に係るスイスの租税に關し、配当を支払う法人がスイスの居住者であるとしたならば与えられたであろう救済と同一の救済を受ける権利を有する。

6 スイスの居住者が第十三条3(a)に規定する所得を取得する場合には、スイスは、その申請に基づいて、当該所得に対するスイスの租税から、同条3の規定に従つて日本国において課される租税の額と等しい額を控除する。ただし、この控除の額は、当該控除が行われる前に算定されたスイスの所得税の額のうち日本国において租税を課される所得に対応する部分を超えないものとする。

第二十四条
1及び2
(略)

3 第九条1、第十一条6、第十二条4又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 から6まで (略)

第二十五条

1 一方又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、その事案につき、当該一方又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、いずれかの締約国の権限のある当局に対して申立てをすることができる。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、しなければならない。

2 (略)

3 第九条1、第十一条8、第十二条4又は第二十二條3の規定が適用される場合を除くほか、一方の締約国の企業が他方の締約国の居住者に支払った利子、使用料その他の支払金については、当該一方の締約国の企業の課税対象利得の決定に当たつて、当該一方の締約国の居住者に支払われたとした場合における条件と同様の条件で控除するものとする。

4 から6まで (略)

第二十五条

1 一方の又は双方の締約国の措置によりこの条約の規定に適合しない課税を受けたと認める者又は受けることとなると認める者は、当該事案について、当該一方の又は双方の締約国の法令に定める救済手段とは別に、自己が居住者である締約国の権限のある当局に対して又は当該事案が前条1の規定の適用に関するものである場合には自己が国民である締約国の権限のある当局に対して、申立てをすることができ。当該申立ては、この条約の規定に適合しない課税に係る措置の最初の通知の日から三年以内に、なければならない。

2 権限のある当局は、1の申立てを正当であると認め、かつ、適当な解決を与えることができない場合には、この条約に適合しない課税を回避するため、他方の締約国の権限のあ

3 及び 4 (略)

5 (a) 一方又は双方の締約国の措置によりある者がこの条約の規定に適合しない課税を受けた事案について、1の規定に従つて当該者が一方の締約国の権限のある当局に対して申立てをし、かつ、

(b) 当該事案に対処するために両締約国の権限のある当局が要請した全ての情報が両締約国の権限のある当局に提供された日から三年以内に、2の規定に従い両締約国の権限のある当局が当該事案を解決するための合意に達することができない場合において、

当該者が書面により要請するときは、当該事案の未解決の事項は、仲裁に付託される。ただし、当該未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が既に決定を行った場合には、当該未解決の事項は、仲裁に付託されない。当該事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合を除くほか、当該仲裁決定は、両締約国を拘束するものとし、両締約国の法令上のいかなる期間制限にもかかわらず、実施

る当局との合意によつてその事案を解決するように努めるものとする。

3 及び 4 (略)

されなければならない。両締約国の権限のある当局は、この5の規定の実施方法を合意によつて定める。

6

(a) 一又は二以上の同一の事項に関する事案について裁判所又は行政審判所において手続が係属中であることを理由として、一方の締約国の権限のある当局が、1及び2の規定に従つて両締約国の権限のある当局の合意によつて事案を解決するための手続（以下この条において「相互協議手続」という。）を停止した場合には、5(b)に規定する期間は、当該事案に係る裁判所若しくは行政審判所の手続が停止され、又は当該事案に係る訴訟若しくは審査請求が取り下げられるまで、進行を停止する。

(b) 事案の申立てをした者及び一方の締約国の権限のある当局が、相互協議手続を停止することについて合意した場合には、5(b)に規定する期間は、その停止が解除されるまで、進行を停止する。

(c) 事案によつて直接に影響を受ける者が5(b)に規定する期間の開始の後にいずれかの締約国の権限のある当局によつて要請された追加の重要な情報を適時に提供しなかつたことについて両締約国の権限のある当局が合意する場合に
は、当該期間は、その要請された情報の提出の期限とされ

た日に開始し当該情報が提供された日に終了する期間と等しい期間延長する。

7
(a)

仲裁人の任命については、次の規則を適用する。

(i) 仲裁のための委員会は、国際租税に関する事項について専門知識又は経験を有する三人の個人である仲裁人によつて構成される。

(ii) 各締約国の権限のある当局は、一人の仲裁人を任命する。このようにして任命された二人の仲裁人は、仲裁のための委員会の長となる第三の仲裁人を任命する。仲裁のための委員会の長は、いずれの締約国の国民又は居住者でもあつてはならない。

(iii) 仲裁人は、それぞれ、任命を受諾する時において、両締約国の権限のある当局、税務当局及び財務省並びに事案によつて直接に影響を受ける全ての者及びその顧問に対して公平でなければならず、かつ、これらの者から独立していなければならず、当該事案に係る仲裁手続を通じて、その公平性及び独立性を維持しなければならず、並びに当該仲裁手続の後の妥当な期間において、当該仲裁手続に関して仲裁人が公平であり、かつ、独立しているという外観を損なうおそれのある行為を行つてはなら

ない。

(b) 両締約国の権限のある当局は、仲裁人及びその職員が、仲裁手続の実施に先立つて、次条2及び両締約国の関係法令に規定する秘密及び不開示に関する義務に従つて仲裁手続に関する情報を取り扱うことについて書面によつて合意することを確保する。

(c) この条及び次条の規定並びに情報の交換、秘密及び行政支援に関する両締約国の法令の適用上、仲裁人及びその職員（仲裁人一人について三人までに限る。）並びに仲裁人の候補者は、情報（当該候補者については、当該候補者が仲裁人の要件を満たすことができることを確認するために必要な範囲に限る。）の開示を受けることができる者又は当局とみなす。仲裁のための委員会又は仲裁人の候補者が受領する情報及び両締約国の権限のある当局が仲裁のための委員会から受領する情報は、次条1の規定に基づいて交換された情報とみなす。

8 (a) 仲裁決定は、最終的なものとする。

(b) 仲裁決定は、いずれかの締約国の裁判所による最終的な決定によつて当該仲裁決定が無効とされる場合には、両締約国を拘束しない。この場合には、5に規定する仲裁の要

請は、行われなかつたものとし、仲裁手続（7(b)及び(c)並びに11の規定に係るものを除く。）は、行われなかつたものとする。この場合には、両締約国の権限のある当局が新たな仲裁の要請は認められないことについて合意する場合を除くほか、新たな仲裁の要請を行うことができる。

(c) 仲裁決定は、先例としての価値を有しない。

9 (a) 事案によつて直接に影響を受ける者が、仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意を受け入れない場合には、当該事案について、両締約国の権限のある当局による更なる検討は、行われない。

(b) 事案によつて直接に影響を受けるいずれかの者が、当該事案に係る仲裁決定を実施する両締約国の権限のある当局の合意についての通知がその者に送付された日の後六十日以内に、裁判所若しくは行政審判所に対し当該合意において解決された全ての事項に関する訴訟若しくは審査請求を取り下げない場合又は当該合意と整合的な方法によつて当該事項に関する係属中の訴訟手続若しくは行政手続を終了させない場合には、当該合意は、当該事案によつて直接に影響を受ける者によつて受け入れられなかつたものとする。

	10	この条の規定の適用上、仲裁の要請が行われてから仲裁のための委員会がその決定を両締約国の権限のある当局に送付するまでの間に、次の(a)から(c)までの規定のいずれかに該当する場合には当該事案に関する仲裁手続は終了し、次の(a)又は(b)の規定に該当する場合には当該事案に関する相互協議手続も終了する。
(a)		両締約国の権限のある当局が、2の規定に従い当該事案を解決するための合意に達する場合
(b)		当該事案の申立てをした者が、仲裁の要請又は相互協議手続の申立てを撤回する場合
(c)		当該事案の未解決の事項についていずれかの締約国の裁判所又は行政審判所が決定を行う場合
	11	各締約国の権限のある当局は、自らの費用及び自らが任命する仲裁人の費用を負担する。両締約国の権限のある当局が別段の合意をする場合を除くほか、仲裁のための委員会の長の費用その他仲裁手続の実施に関する費用は、両締約国の権限のある当局が均等に負担する。
	12	5から11までの規定は、次の事案については、適用しない。
(a)		第四条3の規定に該当する事案

(b) 評価することが困難な無形資産に関する第九条1に規定する状況における利得の更正に関する事案。ただし、当該更正が、当該更正をする締約国の法令の期間制限に関する規定及び同条3の規定の下において当該更正をすることができる課税年度に関してなされるものであつて、これらの規定の下において当該更正をすることができない他の課税年度に行われた評価することが困難な無形資産に係る取引に関するものである場合に限る。

第二十五条のA

1
(略)

2 1の規定に基づいて一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、当該租税に関する執行若しくは訴追、当該租税に関する不服申立てについての決定又はこれらの監督に關与する

第二十五条のA

1 両締約国の権限のある当局は、この条約の規定の実施又は両締約国若しくはそれらの地方政府若しくは地方公共団体が課するすべての種類の租税に関する両締約国の法令（当該法令に基づく課税がこの条約の規定に反しない場合に限る。）の規定の運用若しくは執行に関連する情報を交換する。情報の交換は、第一条及び第二条の規定による制限を受けない。

2 1の規定に基づき一方の締約国が受領した情報は、当該一方の締約国がその法令に基づいて入手した情報と同様に秘密として取り扱うものとし、1に規定する租税の賦課若しくは徴収、これらの租税に関する執行若しくは訴追又はこれらの租税に関する不服申立てについての決定に關与する者又は当

者又は当局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。第一文から第三文までの規定にかかわらず、一方の締約国が受領した情報は、両締約国の法令に基づいて他の目的のために使用することができる場合において、当該情報を提供した他方の締約国の権限のある当局がそのような使用を許可するときは、他の目的のために使用することができる。

3
(略)

局（裁判所及び行政機関を含む。）に対してのみ、開示される。これらの者又は当局は、当該情報をそのような目的のためにのみ使用する。これらの者又は当局は、当該情報を公開の法廷における審理又は司法上の決定において開示することができる。

3
1 及び 2 の規定は、いかなる場合にも、一方の締約国に対し、次のことを行う義務を課するものと解してはならない。

- (a) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令及び行政上の慣行に抵触する行政上の措置をとること。
- (b) 当該一方の締約国又は他方の締約国の法令の下において又は行政の通常の運営において入手することができない情報を提供すること。
- (c) 営業上、事業上、産業上、商業上若しくは職業上の秘密若しくは取引の過程を明らかにするような情報又は公開することが公の秩序に反することになる情報を提供すること。

4 (略)

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。

第二十六条から第二十八条まで (略)

(以下本文略)

議定書

千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という。)の署名に当たり、日本国政府及びスイス連邦政府は、改正議定書によって改

と。

4 (略)

5 3の規定は、提供を要請された情報が銀行その他の金融機関、名義人、代理人若しくは受託者が有する情報又はある者の所有に関する情報であることのみを理由として、一方の締約国が情報の提供を拒否することを認めるものと解してはならない。これらの情報入手するため、当該一方の締約国の税務当局は、この5の規定に基づく義務を履行するために必要な場合には、3の規定又は当該一方の締約国の法令のいかなる規定にもかかわらず、当該情報を開示させる権限を有する。

第二十六条から第二十八条まで (略)

(以下本文略)

議定書

千九百七十一年一月十九日に署名された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約を改正する議定書(以下「改正議定書」という。)の署名に当たり、日本国政府及びスイス連邦政府は、改正議定書によって改

正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約のいかなる規定にもかかわらず、全ての関連する事実及び状況を考慮して、条約に基づく特典を受けることが当該特典を直接又は間接に得ることとなる仕組み又は取引の主たる目的の一つであったと判断することが妥当である場合には、そのような場合においても当該特典を与えることが条約の関連する規定の目的に適合することが立証されるときを除くほか、その所得については、当該特典は、与えられない。

2
（略）

3 条約第七条3及び第九条2の規定に関し、

一方の締約国は、他方の締約国によつて行われた調整が条約第七条2又は第九条1に定める原則に照らして正当なものであり、かつ、その原則に基づいて算定された額に関して正当なものであることについて同意する場合に限り、条約第七条3又は第九条2の規定に従つて調整を行う義務を負うことが了解される。

4 条約第十条の規定に関し、

同条3(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者とされる一

正された所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とスイスとの間の条約（以下「条約」という。）の不可分の一部を成す次の規定を協定した。

1 条約全体に関し、
所得の支払又は取得の基因となる権利又は財産の設定又は移転に関与した者が、条約の特典を受けることを当該権利又は財産の設定又は移転の主たる目的とする場合には、当該所得に対しては、条約に定める租税の軽減又は免除は与えられない。

2
（略）

3 条約第十条の規定に関し、

同条2(a)及び3(a)の規定は、配当を支払う法人が居住者と

方の締約国における課税所得の計算上受益者に対して支払う
配当を控除することができる法人によって支払われる配当に
ついては、適用しない。

5| 条約第二十二条のAの規定に関し、

「保険」には、再保険を含むことが了解される。

6| 条約第二十五条のAの規定に関し、

(a)から(f)まで

(略)

(以下略)

される一方の締約国における課税所得の計算上受益者に対し
て支払う配当を控除することができる法人によって支払われ
る配当については、適用しない。

4| 条約第十一条3及び第二十二条のAの規定に関し、

「保険」には、再保険を含むことが了解される。

5| 条約第二十五条のAの規定に関し、

(a)から(f)まで

(略)

(以下略)

